

平成27年3月16日

各位

一般社団法人日本デザイン保護協会
事務局長 関口 剛

「カタログ寄託」事業のカタログ保管期間改定のお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、当協会の活動に対して格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、当協会では「カタログ寄託」事業として、皆様からカタログの寄託を受け、これを保管し必要に応じて公知日証明書を発行しています。

また、寄託されたカタログを特許庁に納入し、審査資料として提供しております。ところで、従来はカタログ保管期間については特段の規定がなかったため、保管すべきカタログが増え続けており、近いうちに保管スペースが満杯となることが予想されます。

このような状況に対して、当協会としては自助努力を行って対応して参りましたが、今後も「カタログ寄託」事業を継続的に円滑に行うためには、寄託をしていただいたカタログについては、平成27年4月1日より、保管期間を原則として寄託の受入日から20年にさせていただきたいと考えております。

現在、保管中のカタログにつきましては、20年経過後に引き続き保管するのか処分してもよいのかご連絡申し上げますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上の次第ですので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。